

平成19年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

当財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成19年度の資金管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時まで、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。なお、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについての收受は運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度(以下「経過措置」という。)が終了するに伴い、平成20年1月31日に終了する。

平成19年度は、新車登録・検査時預託約570万台分(約633億円)、継続検査時等預託約350万台分(約391億円)、引取時預託約119万台分(約81億円)のリサイクル料金の收受が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用する。

平成19年度末における保有債券残高は約7,724億円が見込まれる。このうち、平成19年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む)は約1,335億円を見込む。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料

金の払渡しを行う。

平成19年度は、シュレッダーダスト約360万台分(約217億円)、エアバッグ類約90万台分(約18億円)、フロン類約273万台分(約57億円)、情報管理料金約360万台分(約7億円)が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還する。

平成19年度は、約92万台分(約89億円)が見込まれる。

なお、法第78条第3項に規定する輸出取戻し手数料の額について、実績を基に想定コストの見直しを実施し、平成19年度の早い段階で改定を行う。

5. 特定再資源化預託金等の出えん

経済産業・環境大臣の承認を受けて、情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)による情報管理業務に活用すべく1.1億円の出えんを行う。なお、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)による平成19年度の離島対策等支援事業については、平成17年度及び平成18年度の出えん金を平成17年度及び平成18年度の費用に充てた後においてなお残余があるため、これを充て、新たな出えんは行わない。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

7. 経過措置終了に備える諸準備

経過措置終了に関する周知活動を行うとともに整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うために運輸支局等内または近傍の団体に設置した専用端末の撤去に備える諸準備を行う。

8. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況、リサイクル料金の使われ方等を十分に理解していただくため、行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と連携をとりつつ、平成19年度も引き続き広報活動等を実施する。

以上